

呉市一般廃棄物処理基本計画（案）について

呉市では、平成19年3月に、計画期間を平成19年度から平成33年度までの15年間とする呉市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量等に取り組んできました。その後の社会情勢の変化等により、家庭ごみに比べ取組の遅れている事業ごみについても、減量及び適正処理の推進が求められており、また、災害廃棄物の処理体制の整備等、新たな課題に対応する必要があります。本計画についてはおおむね5年ごとに見直しを行うこととしており、このたび、これらの課題を踏まえ、平成24年6月に改定した現行計画の改定を行うものです。

1 計画策定の目的

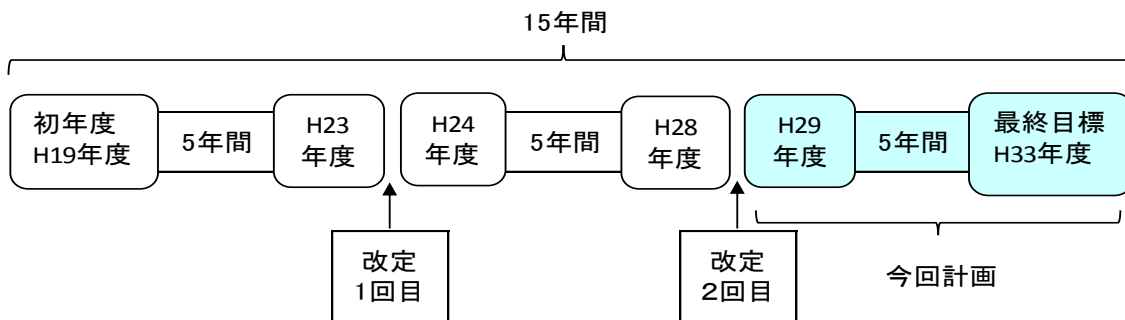
循環型社会の実現に向け、環境負荷の低減、廃棄物適正処理の推進、安定的な廃棄物処理体制の確保及び処理経費の削減に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

2 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定する計画です。

3 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年計画とします。



4 ごみ処理基本計画

(1) これまでの計画期間中の取組（P3表1 呉市におけるごみ処理の歴史 P4太枠部参照）

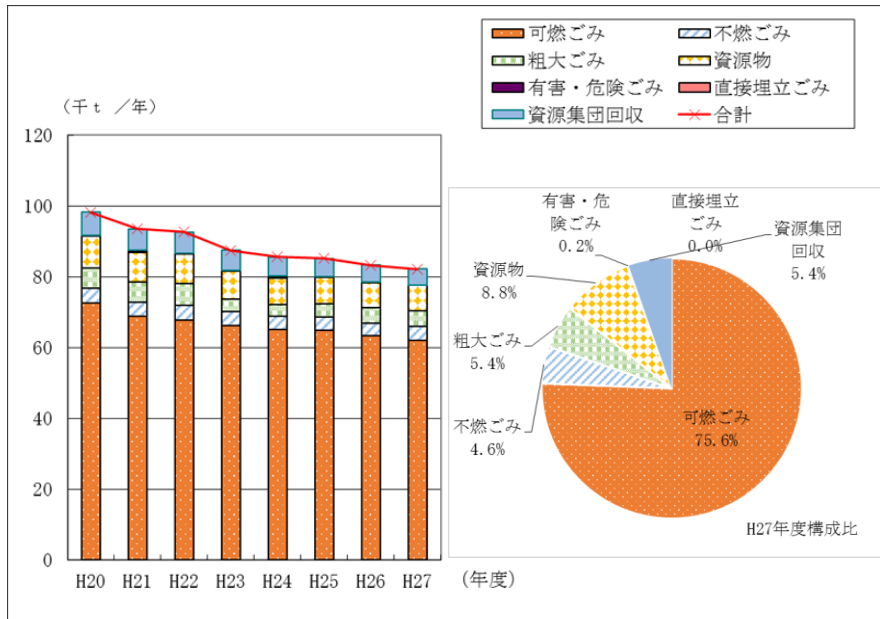
計画期間	年月	内容
平成19年度	平成20.4	合併区域を含む全域でごみ出しルールを統一 音戸・倉橋地区の不燃・粗大ごみについてクリーンセンターくれでの受入れを開始
から	平成21.6	芸予環境衛生センターの不燃・粗大ごみについてクリーンセンターくれでの破碎処理を開始
平成23年度	平成23.6	市内スーパー等でのレジ袋の有料化キャンペーンを実施 衣類品等の拠点回収を開始 市ごみ処理施設での家庭持込みごみの有料化を実施 市ごみ処理施設での産業廃棄物（告示4品目）の受入れを廃止
平成24年度	平成24.8	（蒲刈町・安浦町）清掃センターでの受入れを廃止
から	平成25.4	小型家電リサイクル（県モデル事業）を開始 持込みごみ手数料の改定（10kg当たり105円から130円）
	平成26.3	呉市埋立処分場（虹村沖）への埋立てを廃止
	平成26.4	旧市内地区の一部で可燃ごみ収集の民間委託を実施
	平成26.8	事業ごみに関するアンケート調査を実施
	平成27.3	クリーンセンターくれの長期包括的管理運営委託を開始 日附環境美化センターの焼却処理及び事業ごみの受入れを廃止
平成28年度	平成27.4	エコ・グローブくれ（一般廃棄物最終処分場）の稼働を開始
	平成27.7	資源集団回収団体報償金の金額を改定（1kg当たり8円から6円）
	平成27.11	ごみ減量及び適正処理に関する事業所アンケートを実施
	平成28.2	市役所本庁舎から排出する機密文書の一括委託処理を開始

(2) ゴミ処理の現状及び課題（主なもの）

ア 現状

- ゴミ総排出量は、継続して減少しています。

ゴミ総排出量の推移及びゴミ種類別構成割合



- 一人1日当たりのごみ排出量の推移について、平成24年度以降は横ばい状態で、全国平均・広島県平均より多い状態が続いています。内訳で見ると家庭ごみについては近年微増傾向で、事業ごみは減少しているものの、減り方が緩やかになってきています（P16図11，図12参照）。
- 資源集団回収量は、平成20年度から平成27年度の間には26%減少しました（P19表17参照）。この影響を受け、リサイクル率は低下傾向にあります（P20図15参照）。
- 最終処分量は、継続して減少しています（P22図16参照）。

前計画の目標達成度（見込み）状況

項目	年度	基準 H22	目標 H28	実績 H27	目標達成 (見込み)
一人1日当たりのごみ排出量		1,041 g	937 g (10%減)	964 g (7%減)	困難
リサイクル率		17.3%	20.0%	16.6%	困難
最終処分量		11,016 t	9,363 t (15%減)	7,435 t (33%減)	達成

イ 課題

- 熔融スラグの有効利用が進んでいないため、利用促進について引き続き検討する必要があります。
- 全国的に食品ロスの削減取組が求められているため、呉市においても取り組む必要があります。
- 小型家電リサイクルの推進のため、ボックス回収以外の方法の導入について検討する必要があります。
- これまで以上の事業ごみ減量のために、リサイクルしやすい環境づくりや、適切な情報提供を行う必要があります。
- 市のごみ処理施設へ直接搬入される事業系一般廃棄物の中に産業廃棄物が含まれていると推測されるため、排出事業者等に対し、廃棄物の区分や処理方法等について広報・啓発を行う必要があります。
- 災害発生時に備えるため、災害廃棄物の処理について、具体的な処理計画を定めておく必要があります。
- ごみ処理施設の老朽化が進んでいるため、適正配置について検討する必要があります。

(3) 施策体系

基本施策		取組事項
1 環境負荷の低減	(1) ごみの減量 (3Rの推進)	① 溶融スラグの有効利用促進の検討 (重点) ② 食品ロスの削減取組の実施 (重点) ③ 小型家電リサイクル拡大の検討 (重点) ④ リサイクル業者情報の提供 ⑤ 機密文書処理(紙ごみのリサイクル)の推進
	(2) 温室効果ガスの排出抑制	① クリーンセンターくれの廃棄物発電 ② 低公害型収集車の導入
	(3) 海ごみ対策	① 広島県海岸漂着物等対策推進地域計画での重点区域の指定
2 廃棄物適正処理の推進	(1) 事業ごみ適正処理の推進	① 事業ごみ処理パンフレットの作成・配布 (重点) ② 市ごみ処理施設における展開検査の実施 ③ 排出事業者への立入調査・指導 ④ 小規模事業者対策の検討
	(2) 在宅医療廃棄物の取扱いの明確化	① マニュアルの作成
	(3) ごみ出しルールの徹底	① ごみ出しカレンダー等による周知広報 ② ごみステーションでの啓発
	(4) 不法投棄対策及び野外焼却対策	① パトロールの実施 ② 警察との連携 ③ 監視カメラの設置 ④ 不法投棄防止看板の設置
	(5) 無許可業者対策	① 無許可運搬者への対応 ② 違法な不用品回収業者への立入調査・指導
3 安定的な廃棄物処理体制の確保	(1) リスク管理 (事故・災害等対策)	① 災害廃棄物処理計画の策定 (重点) ② 非常時におけるごみ処理体制の整備 ③ マニュアル遵守及び研修の実施
	(2) 処理困難物の対応	① 処理ルート確保の確保・周知
4 処理経費の削減	(1) 民間活力の導入	① クリーンセンターくれの長期包括的管理運営委託 ② エコ・グローブくれの管理運営委託 ③ 収集運搬業務の委託
	(2) 処理施設の適正配置	① ごみ処理施設の適正配置 (重点)

(4) ごみ排出量等の数値目標

項目	年度	基準 H27	目標 H33	増減
ごみ総排出量		82,188 t	75,547 t	8.1%減
一人1日当たりのごみ排出量		964 g	944 g	2.1%減
リサイクル率		16.6%	16.6%	現状維持
最終処分量		7,435 t	6,799 t	8.6%減
最終処分率		9%	9%	現状維持

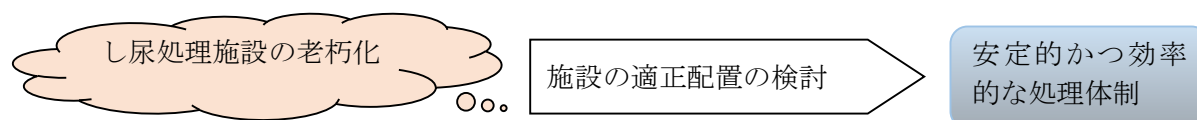
5 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理に係る理念

水質の保全及び快適で衛生的な生活環境の確保を目的として、生活雑排水の処理率向上を図ります。

(2) 生活排水処理の基本方針

区 分	整備の基本方針
公共下水道等の事業計画区域	集合型処理施設の整備
上記以外	合併処理浄化槽の設置
単独処理浄化槽の設置者	合併処理浄化槽への転換指導



(3) 生活排水処理率の目標

項目	年度	H27	H33
生活排水処理率		88.6%	90%以上

6 第4次呉市長期総合計画との整合性

第4節 環境分野

第2項 循環型社会

1 循環型社会の形成

7 今後のスケジュール

3月中旬	呉市廃棄物審議会へ諮問
3月下旬	呉市廃棄物審議会からの答申
3月下旬	計画策定
3月末	呉市ホームページにて計画を公表